

和歌山県農業法人協会と協定を締結しました。

当公社では農地中間管理事業を活用し、農業法人を始めとする担い手の経営規模の拡大、農地の集約化等農用地利用の効率化及び高度化により、生産性の向上と地域農業の活性化を図ることを目的に、和歌山県農業法人協会と「農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の促進に関する協定書」を締結しました。

農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の促進に関する協定書

公益財団法人和歌山県農業公社（農地中間管理機構、以下「甲」という。）と和歌山県農業法人協会（以下「乙」という。）は、和歌山県及び農林水産省を立会人として、農用地利用の効率化及び高度化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、農業法人を始めとする担い手の経営規模の拡大、農地の集約化等農用地利用の効率化及び高度化により、生産性の向上と地域農業の活性化を図るため、甲が実施する農地中間管理事業の活用を促進することを目的とする。

（事業の促進）

第2条 甲は、農地中間管理事業をさらに促進させるため、遊休農地の所有者及び離農を検討している農地所有者等に対し、その事業の周知徹底に努めるとともに、地域農業の担い手である乙の会員に活用を促すよう努力する。

（取組事項）

第3条 乙は、甲が行う農地中間管理事業の取組を支援するため、乙の会員に対して甲と連携し次に掲げる事項に取り組むよう呼びかけを行うこととする。

- (1) 乙の会員が規模を拡大する場合、甲が借り受けた農用地について積極的に利用するとともに、現在利用する農用地の貸借の更新をする場合に、その利活用に係る手続きをできる限り農地中間管理事業に移行し、甲の事業による農用地の集積・集約化の一層の加速化に資するよう努めること。
- (2) 農用地の遊休化、分散集積の解消に向け、地域の担い手農業者や農業法人との調整や協議に協力すること。
- (3) 地域の農用地の集積・集約化及び新規参入のための各種事業の推進に協力すること。
- (4) 上記に掲げる事項に取り組むことを通じて、効率的な農用地の利用が進められるよう努力するとともに適正な農用地の利用を行うこと。

（農用地の利用）

第4条 甲は、乙の会員が甲から農用地を借り受けている場合、当該農用地を管理する自治体等と協力し、乙の会員の生産活動が、地域農業と調和のとれた健全な発展が図られるよう努めるものとする。

（公表及び周知）

第5条 甲及び乙は、本協定の内容を公表し、各地域の自治体や関係団体に本協定の趣旨を広く周知するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。なお、甲、乙いずれかが期間満了の3ヶ月前までに協定を更新しない旨の意思表示を行わない場合は、さらに1年期間を延長し、以降もこの例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙双方による協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月25日

| | |
|-----|---|
| 甲 | 公益財団法人 和歌山県農業公社 |
| 理事長 | 下 亮  |
| 乙 | 和歌山県農業法人協会 |
| 会長 | 土井 晃  |
| 立会人 | 農林水産省近畿農政局 |
| 局長 | 渡田 正  |
| 立会人 | 和歌山県農林水産部 |
| 部長 | 鎌塚 拓夫  |

